

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アスパラギン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アスパラギンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第905号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラニン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アラニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第906号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルギニン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アルギニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第907号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリシン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	グリシンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第908号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルタミン（対象外物質）
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グルタミンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第909号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チロシン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	チロシンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第911号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バリリン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	バリリンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第912号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチオニン(対象外物質)
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	メチオニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第914号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第13号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの単独又は和として） <評価書「食品健康影響評価」抄> オキシテトラサイクリンの農産物中における暴露量評価対象物質をオキシテトラサイクリン（親化合物のみ）と設定した。 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年11月5日府食第969号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準値あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナラシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305026号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ナラシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月7日府食第12号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準値あり）

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	普通肥料の公定規格の改正について
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年1月22日付け24消安第5015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、「化成肥料」及び「配合肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰」（牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。）を追加する公定規格の変更」に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	今回意見を求められた普通肥料の公定規格の変更は、既に使用が認められている特殊肥料を、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料の原料として、当該普通肥料に化学的操作なく物理的に混合したもの又は化学的操作なく物理的に混合し、当該混合物を造粒若しくは成形したものの使用を認めるものであり、現在ほ場において特殊肥料及び普通肥料を混ぜて使用されている実態と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成25年1月28日府食第62号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月17日～7月16日 パブリックコメントの実施 平成25年7月8日～9月6日 TBT通報
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	「化成肥料」及び「配合肥料」の公定規格の改正する告示の準備中。 (施策の概要) ・「化成肥料」及び「配合肥料」の公定規格の改正 原料として、「牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰」の使用を認める。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モネンシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305027号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	モネンシンの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年2月18日府食第128号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準値あり）

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	G	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正（賦形物質等に係る規定の改正（リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを除く））
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年4月3日付け23消安第6620号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令について、「各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を「飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定する改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	今回意見を求められた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2中、「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規程する改正のうち、リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム以外の賦形物質等に係るものは、通常飼料として家畜に給餌されているが、これまで人の健康に及ぼす悪影響が確認されていない物質について化学的操作なく物理的に混合することを認めるものであり、飼料として使用されている実態において人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。（平成24年4月5日府食第342号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月4日～3月5日 パブリックコメントの実施 平成24年5月28日 厚生労働大臣に意見聴取 平成24年7月3日 厚生労働大臣より回答
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を、平成25年9月2日に公布、同日施行。 【施策の概要】 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2について、以下の改正を行う。 「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定すること。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

--	--

(継続 2 4 上)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	G	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正（賦形物質等に係る規定の改正（リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム））（第2版）
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年4月3日付け23消安第6620号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令について、「各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を「飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定する改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムについては、飼料添加物の賦形物質として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成24年4月12日府食第364号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月4日～3月5日 パブリックコメントの実施 平成24年5月28日 厚生労働大臣に意見聴取 平成24年7月3日 厚生労働大臣より回答
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を、平成25年9月2日に公布、同日施行。 （施策の概要） 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2について、以下の改正を行う。 「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定すること。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	D				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タイロシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	タイロシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年9月10日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 2 4 上)

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	C	C		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アピラマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アピラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月9日府食第468号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年12月21日、平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	パブリックコメントの意見に基づき、基準値案を変更するに当たり、再度部会審議を行う必要があったため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 2 3 上)

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみれば限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第926号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 21下)